

令和 8 年度
償却資産（固定資産税）
申告の手引き



提出期限は、令和 8 年 2 月 2 日(月)です。

期限間近になりますと窓口が大変混雑します。

令和 8 年 1 月 14 日(水)までの提出にご協力ください。

【お知らせ】

- ・少額の減価償却資産のうち、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供する資産の取り扱いについて 2ページ
- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に取得した資産の先端設備導入に係る固定資産税を軽減する制度の取り扱いについて 4ページ

《目 次》

1 償却資産のあらまし	1	4 償却資産申告書の記入方法	5-10
(1)償却資産とは		(1)種類別明細書(増加資産・全資産用)記入方法	
(2)償却資産の種類及び具体例		(2)種類別明細書(減少資産用)記入方法	
(3)家屋と償却資産の区分について			
2 償却資産の申告について	2	5 償却資産の評価及び税額の算出方法...	11-12
(1)申告対象者及び申告対象資産		(1)償却資産の評価方法	
(2)申告の対象とならない資産		《参考1》評価額及び減価残存率表	
《参考》少額の減価償却資産の取扱いについて		《参考2》税額計算例	
3 提出方法、提出書類について	3-4	6 資産の種類と主な償却資産の耐用年数 ...	12
(1)申告書提出期限		7 国税との主な違い	13
(2)提出場所、受付方法		8 調査に関するお知らせ	13
(3)提出する書類		9 過年度への遡及について	13
(4)企業電算処理による独自の様式での申告(電算申告)			
(5)非課税、課税標準の特例について			

藤 枝 市

HPIにも掲載
しています！



1 償却資産のあらまし

(1)償却資産とは

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（地方税法第 341 条第 1 項第 4 号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

たとえば、事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械装置、器具備品等が対象となります。

(2)償却資産の種類及び具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	建 物	プレハブ等の簡易な建物で基礎がないもの、テント倉庫 等
	建 物 附 属 設 備	電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、消火設備、店舗造作等で家屋の 対象外 として取扱いされたもの 下記の(3)家屋と償却資産の区分についてをご参照ください。
	構 築 物	舗装路面(駐車場舗装)、門、フェンス、緑化施設、ビニールハウス、自転車置場、看板、屋外広告塔、立体駐車場の機械設備 等
2	機 械 装 置	各種製造設備、クレーン等建設機械、 太陽光発電設備(屋根材を除く) 等
3	船 舶	ボート、引き舟(はしけ)、釣船、漁船、遊覧船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～99」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」)、その他運搬車 (注)普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車は該当しません
6	工具、器具及び備品	パソコン、テレビ、プリンター、事務用机、陳列棚、ルームエアコン、応接セット、理容及び美容機器、自動販売機 等

(3)家屋と償却資産の区分について

家屋には電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、消火設備、店舗造作等(家屋に附属した設備であって、家屋と構造上一体となっているもの)が附属していますが、平成 16 年度地方税法改正により固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています(地方税法第 343 条第 10 項、藤枝市税条例第 54 条第 8 項)。

これらの資産は、所有関係に基づき、申告の要否が異なっております。以下の表を参考に申告をお願いします。

設備等の内容	区分	
	自己所有家屋	借家(テナント)等
単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの または独立した機器としての性格の強いもの 【例】受変電設備・発電設備・蓄電池設備・屋外給排水設備・ブラインド・ルームエアコン・看板・ネオンサイン 等	償却資産	償却資産
家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの 【例】内装(床・内壁・天井等)・外装・造作・屋内電気設備・屋内給排水設備・冷暖房設備(家屋と一体となっているもの) 等	家屋	償却資産

賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作等及び建築設備等の事業用資産は、

賃借人(テナント)等が償却資産としてご申告ください。

(※)「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

2 償却資産の申告について

(1)申告対象者及び申告対象資産

賦課期日(1月1日)現在、**藤枝市内に償却資産をお持ちの法人又は個人の方で、事業の用に供することのできる資産**が対象となります。なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

1	償却済資産	耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価額のみ計上されている資産
2	遊休資産	一時的に稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産
3	未稼働資産	すでに完成しているが、まだ稼働していない資産
4	簿外資産	会社の帳簿には記載されていない資産
5	リース資産	契約の内容が割賦販売と同様である場合(リース期間終了後に譲渡される契約など)
6	福利厚生のに供するもの	
7	建設仮勘定で経理されている資産	
8	改良費(資本的支出となるもの)	
9	租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの (例)中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産(※4 下記の《参考》をご参照ください。)	

(2)申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象となりませんので申告の必要はありません。

1	自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの(カーナビゲーションシステム等を含む)
2	無形固定資産(特許権、コンピュータソフト等)
3	繰延資産
4	絵画、壺等の美術品(取得価額が 100 万円以上で時の経過により価値が減少しないもの)
5	使用可能期間が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産のうち、一時に損金又は必要経費に算入したもの(※1)
6	取得価額 20 万円未満の資産のうち、3 年間で一括償却したもの(※2)
7	リース資産で、取得価額 20 万円未満のもの(※3)

注:(※1)、(※2)及び(※3)については、下記の《参考》をご参照ください。

《参考》少額の減価償却資産の取扱いについて

○＝申告対象 ×＝申告対象外

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一 時 に 損 金 算 入※1※5	×			
②	3 年 で 一 括 償 却※2※5	×	×		
③	リース資産(ファイナンスリース)※3	×	×	○	○
④	中小企業者等の少額資産特例※4※5	○	○	○	
⑤	個別に減価償却しているもの	○	○	○	○

※ 1 法人税法施行令第 133 条または所得税法施行令第 138 条の規定により損金算入する取得価額が 10 万円未満の資産又は使用可能な期間が 1 年未満の資産は対象外です。

個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となり、個別に減価償却することはないため対象外です。

※ 2 取得価額が 20 万円未満の資産のうち、法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項または所得税法施行令第 139 条第 1 項の規定により事業年度ごとに一括して 3 年間で償却を行うことを選択した場合、対象外です。(一括償却)

※ 3 平成 20 年 4 月 1 日以降、法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で、取得価額 20 万円未満のものは課税対象になりません。

※ 4 青色申告書を提出する中小企業者等が、租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 を適用して取得した 30 万円未満の資産は、損金算入(即時償却)が認められますが、固定資産税では課税対象になりますので償却資産の申告が必要です。

※ 5 ①、②、④の償却方法について、令和4年4月 1 日以降に取得し貸付(主要な事業として行われるものを除く)の用に供する資産は当該償却方法の対象外です。

3 提出方法、提出書類について

(1) 申告書提出期限

提出期限は令和8年2月2日(月)です。期限近くになりますと、窓口が大変混雑いたします。

令和8年1月14日(水)までの提出にご協力ください。

(2) 提出場所、受付方法

下記窓口への提出、郵送、及びeLTAX(エルタックス)にて申告を受け付けております。

窓 口	郵 送	e L T A X
 藤枝市 Fujieda City 市役所西館2階課税課 23番窓口です。	 控えが必要な場合、 申告書(写し)と切手を貼った返信用封筒 を必ず同封してください。	 エ ル タ ッ ク ス eLTAX 地方税ポータルシステム https://www.eltax.lta.go.jp お問い合わせは TEL: 0570-081459 上記でつながらない場合は 03-6745-0720

※電話、FAX、E-mail 等での申告は受付しておりません。あらかじめご了承ください。

※岡部支所においても受付は可能ですが、内容の説明やご質問への回答はできかねます。お問合せは課税課家屋・償却資産係へお願いします。

(3) 提出する書類

各申告方法別の提出書類の一覧になります。該当する資産を確認いただき、書類の提出をお願いします。

対象者	償却資産申告書 (普通紙)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用 (複写用紙)	減少資産用 (複写用紙)
①事業を始められた方 初めて申告する方	◎	○	提出不要
②資産の増減がある方	◎	○	○
③資産の増減がない方	◎	提出不要	提出不要
④閉鎖、廃業等された方	◎		
⑤申告すべき資産がない方	※18 備考欄にそれぞれの理由と年月日を記入してください。		

◎・・・必須 ○・・・該当する場合

申告書の写しが必要な方は、お手数ですが、あらかじめ控え(コピー)をお取りいただきますようお願いいたします。また、受付印が必要な場合には控えをあわせて提出してください。申告書は藤枝市のホームページでもダウンロード可能です。

(4) 企業電算処理による独自の様式での申告(電算申告)

電算処理により申告をされる方は、毎年度、対象となる償却資産すべての申告をお願いします。また、申告の際は次の点にご注意ください。

- ①申告書は地方税法施行規則第14条に規定する第26号様式に準じた様式を使用し、記入漏れがないようにお願いいたします。
- ②全資産について、固定資産評価基準による評価計算をお願いします。
- ③事務処理の都合上、藤枝市より送付しました申告書をあわせてご提出ください。

(5) 非課税、課税標準の特例について

非課税又は課税標準の特例の適用が見込まれる場合、別途申告書等の提出が必要となります。

申告用紙(『固定資産税の非課税規定適用申請書』又は『固定資産税特例申告書』)が必要な方は藤枝市ホームページからダウンロードするか、市課税課家屋・償却資産係までご連絡ください。

①非課税となる償却資産

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当資産がある方は『償却資産申告書』の“10 非課税該当資産”欄を有とし、『種類別明細書』の適用欄に適用条項を記載したうえで、『固定資産税の非課税規定適用申請書』とその内容が確認できる書類を添付して提出してください。

②課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同旧法附則第15条第44項(令和7年3月31日までに取得した資産)、同法附則第15条第43項(令和7年4月1日以降に取得した資産)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当資産がある方は『償却資産申告書』の“11 課税標準の特例”欄を有とし、『種類別明細書』の適用欄に適用条項を記載したうえで、『固定資産税特例申告書』とその内容が確認できる書類を添付して提出してください。

例)先端設備等(機械及び装置、工具・器具及び備品、建物附属設備)に係る特例に該当する場合

(附則 第15条第43項)

- ・固定資産税特例申告書
 - ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
 - ・「先端設備等導入計画に係る投資計画に関する確認書(認定経営革新支援機関確認書)」の写し
 - ・「先端設備等導入計画に関する確認書(認定経営革新支援機関確認書)」の写し
 - ・「従業員の賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写し
※旧附則第15条第44項に該当する場合で、かつ賃上げしない場合は不要です。
 - ・リース契約書の写し ※リース会社が申告する場合は必要
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※リース会社が申告する場合は必要
- 以上の書類を提出してください。

《 ご注意ください！！ 》

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。また、不申告、正当な理由がなく申告されない場合、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあります。
上記理由により不足税額が発生した場合、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることになります。提出期限までの申告にご協力をお願いします。

(1)種類別明細書(増加資産・全資産用)記入方法

《資産の種類》

各資産の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

《資産の名称等》
20文字以内で正確に記入してください。
※課税システムの変更により、漢字での入力が可能になりましたので、漢字表記の場合、そのまま漢字で記入してください。

※課税システムの変更により、漢字での入力が可能になりましたので、漢字表記の場合、そのまま漢字で記入してください。

《 取得年月 》

資産を実際に取得した年月を記入してください。

年号については、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

番号	年号
5	令和
4	平成
3	昭和

番号	年号
5	令和
4	平成
3	昭和

《取得価額》
償却資産を取得するために支出した金額(付帯費用を含む。)を記入してください。
圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められておりませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。
取得価額について増額の訂正を行う場合、**増加分の金額**を記入し、摘要欄には訂正前後の金額を記入してください。

《耐用年数》
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数、中古資産について見積耐用年数を採用している場合はその耐用年数を記入し、その旨を摘要欄に記入してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数、中古資産について見積耐用年数を採用している場合はその耐用年数を記入し、その旨を摘要欄に記入してください。

《所有者名、__枚のうち__枚目》
所有者名を記入してください。
種類別明細書(増加資産・全資産用)の
ページ数を記入してください。

各資産を取得した事由について
下記表を参照し、いずれかに○
印を付けてください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

[illegible]

各資産にかかる特記事項としてア～オのような事項を記入してください。

ア、他の市町村からの移動等による受け入れがある場合。
(例：R7.3月焼津店より受入)

イ、申告漏れだった資産の場合。
(例：申告漏れ)

ウ、既に申告してある資産について取得価額や耐用年数等の訂正を行う場合。
(例：取得価額訂正400,000円→440,000円)

エ、課税標準の特例の適用がある場合。
(例：地方税法附則第15条43項)

オ、その他、各資産の価格の決定に必要な事項がある場合。

才、その他、各資産の価格の決定に必要な事項がある場合。

(2) 種類別明細書(減少資産用)記入方法

※前年までに申告された資産の「資産の種類」、「抹消コード」、「資産の名称」等は、同封しました「償却資産細目一覧表」をご確認ください。
ただし、昨年の申告において企業電算申告をされた方には同封しておりません。

《 資産の種類 》

各資産の種類に対応する1～6までの
数字を記入してください。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

《 抹消コード 》

「償却資産細目一覧表※」の資産番号を記入してください。

《資産の名称等》

「償却資産細目一覧表※」に記載されている
名称を記入してください。

《数量》

減少した資産の数量を記入してください。
一部が減少した場合、資産の減少した数量
を記入後、摘要欄にその旨をご記入ください。

令和 ×× 年度

※ 所有者コード ※

記入する必要はありません

~~種類別明~~

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年号
01	1	100001	フェンス	1	3
02	2	200001	印刷機	3	4
03	6	600002	エアコン	1	4
04	6	600004	事務いす	3	5
05	6	600010	パソコン	1	4
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
			小計		

小計

《取得価額》

減少した資産の取得価額を記入してください。

一部が減少した場合、**減少分の金額**を記入後、摘要欄にその旨をご記入ください。

取得価額を減額訂正する場合、**減額した分の金額**を記入してください。

(9ページ左下の《例3》を参照)

《取得年月》

資産を取得した年月を
記入してください。
年号は、下記表に対
応しています。

番号	年号
5	令和
4	平成
3	昭和

《 減少の事由及び区分 》

当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。
また、詳細を摘要欄に記入してください。

番号	事由	例
1	売却	資産を売った
2	滅失	破損等で廃棄した
3	移動	市外の事業所等へ移動し、藤枝市内に存在しない
4	その他	申告してある資産の取得価額等を訂正する場合

番号	区分	例
1	全部	10個ある場合、その全部(10個)が減少
2	一部	10個ある場合、その一部(3個)が減少

《摘要欄》

当該資産が減少した事由についてア～オのような事項を記入してください。

ア、「1. 売却」については売却先の名称等を記入してください。

イ、「2. 滅失」については滅失の理由等を記入してください。

ウ、「3. 移動」については移動日と受け入れ先の所在地等を記入してください。

エ、「4. その他」については減少の理由等を記入してください。

オ、前欄の区分が「2. 一部」の場合その詳細を記入してください。

《例1》

・資産の全部が減少した場合
減少の事由の「1」または「2」、区分の「1」
を○で囲み、摘要欄に理由を記入してください。

①フェンスが破損したため撤去した)
②印刷機を□□株へ売却した)

《例2》

・資産の一部が減少した場合
減少の事由の「2」または「3」、区分の「2」を○で囲み、摘要欄に理由を記入してください。
(3)エアコン3台中1台が壊れたので廃棄した
(4)事務扱いす10台中3台を藤枝店から焼津店に移動した)

《例3》

・すでに申告してある資産の取得価額等を訂正する場合
減少の事由の「4」、区分の「1」を○で囲み、摘要欄に理由を記入してください。
(⑤誤って300,000円で申告していたパソコンを100,000円に減額訂正する)

細書(減少資産用)

得年月		取得価額	耐用年数	※申告年度	減少の事由及び区分		摘要
年	月				1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	
61	1	300,000	10		1・②・3・4	①・2	破損のため廃棄
28	7	450,000	10		①・2・3・4	①・2	□□(株)に売却
18	5	200,000	6		1・②・3・4	1・②	3台中1台破損のため廃棄
1	7	300,000	15	記入する必要はございません	1・2・③・4	1・②	○年△月10台中3台焼津店へ移動
17	10	200,000	4		1・2・3・④	①・2	取得価額の訂正300,000円→100,000円
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
					1・2・3・4	1・2	
		1,450,000					

《所有者名、__枚のうち__枚目》
所有者名を記入してください。
種類別明細書(減少資産)のページ数を記入してください。

5 償却資産の評価及び税額の算出方法

(1)償却資産の評価方法

償却資産の評価は固定資産評価基準により、取得年月、取得価額、耐用年数をもとに行います。
固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。国税との取扱いの違いについては「7 国税との主な違い」をご覧ください。

《参考1》評価額及び減価残存率表

評価額の算出計算式（端数処理の関係上、実際の評価額と異なる場合があります。）

	評 価 額
前 年 中 に 取 得 し た 資 産	取得価額 $\times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$ = 取得価額 $\times$ 残存率(A)
前 年 前 に 取 得 し た 資 産	前年度評価額 $\times (1 - r)$ = 前年度評価額 $\times$ 残存率(B)

※上記により算出した評価額が、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
減価率 r、残存率(A)・(B)は下表をご参照ください。

減価率及び減価残存率表(固定資産税評価基準 別表第 15 より作成)

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)			前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)			前年中 取得の もの (A)	前年前 取得の もの (B)
—	—	—	—	16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	45	0.050	0.975	0.950

《参考2》税額計算例

耐用年数に応じて減価率
及び減価残存率表より

資産名称	取得年月日	取得価額(円)	耐 用 年 数	残存率 (A)	残存率 (B)
パソコン	R7.7(前年中に取得)	200,000	4	0.781	0.562
駐車場舗装(アスファルト)	R6.4(前年前に取得)	3,500,000	10	0.897	0.794
広告塔(金属製)	R5.8(前年前に取得)	1,000,000	20	0.945	0.891

① 各償却資産の取得価額をもとに評価額を計算します。

評 価 額 (円)					合 計
パソコン	取得価額×残存率(A)＝R8 年度評価額	200,000	×0.781 =	156,200	3,399,180
駐車場舗装 (アスファルト)	取得価額×残存率(A)＝R7 年度評価額	3,500,000	×0.897 =	3,139,500	
	R7 年度評価額×残存率(B)＝R8 年度評価額	3,139,500	×0.794 =	2,492,763	
広告塔 (金属製)	取得価額×残存率(A)＝R6 年度評価額	1,000,000	×0.945 =	945,000	
	R6 年度評価額×残存率(B)＝R7 年度評価額	945,000	×0.891 =	841,995	
	R7 年度評価額×残存率(B)＝R8 年度評価額	841,995	×0.891 =	750,217	

※上記により算出した評価額が、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

② ①で計算した評価額を決定価格とし、税額計算を行います。(税額は償却資産のみ所有の場合です)

決定価格(円)	課税標準額(円)	税額計算方法	税額(円)
3,399,180	3,399,180	3,399,000×0.014=47,586	47,500
課税標準の特例が 無ければそのままの額		1,000 円未満 切り捨て	100 円未満 切り捨て

- (ア) 算出した評価額が決定価格となり、課税標準の特例が無ければ決定価格がそのまま課税標準額になります。
課税標準の特例がある場合は法令の規定により課税標準額を算出します。
- (イ) 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計額の 1,000 円未満を切り捨てた額に固定資産税の税率(1.4%)
を掛けます(1.4%＝1.4/100＝0.014)。算出した金額の 100 円未満を切り捨てます。
- (ウ) 償却資産課税標準額の合計が 150 万円(免税点)未満の場合は課税されません。

6 資産の種類と主な償却資産の耐用年数

資産の種類	資産名称	耐用 年数	資産名称	耐用 年数	資産名称	耐用 年数
1 構 築 物	舗装路面(アスファルト)	10	舗装路面(コンクリート)	15	自転車置場	10
	工場緑化施設	7	フェンス	10	ブロック塀	15
	生垣・庭園	20	広告塔(金属製)	20	広告塔(その他)	10
2 機械装置	農業用設備	7	総合工事業用設備	6	太陽光発電設備	17
	倉庫業用設備	12	飲食料品小売業設備	9	飲食店用設備	8
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備			13	自動車整備業用設備	15
3 船 舶	モーターボート	4	ひき舟(はしけ)	10	クルーザー(20トン未満)	4
4 航 空 機	航空機(5.7トン以下)	5	ヘリコプター	5	グライダー	5
5 車 両	フォークリフト等の大型特殊自動車			4	自転車	2
6 器具備品	電話	10	応接セット(接客業用)	5	調理台	5
	テレビ	5	ドリル	2	エアコン	6
	電気冷蔵庫・冷凍庫	6	陳列棚	8	理容、美容いす	5
	パソコン	4	サーバー	5	自動販売機・両替機	5

7 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日(1月1日)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率 と同じ率を固定産評価基準別表第 15 「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 (詳細は11ページをご参照ください)	・建物以外の一般資産は、定率法・ 定額法の選択制度
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳	認められない	認める
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却	認められない	認める
増 加 償 却	認められない	認める
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5/100	備忘価額(1 円)
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分)	原則区分評価(一部合算も可)
中小企業者等の少額資産の 損 金 算 入 の 特 例 (租 税 特 別 措 置 法)	認められない	認める

ご注意ください！！『市税』と『国税』は違います！！

『市税(固定資産税)』における償却資産』と『国税(所得税、法人税等)における償却資産』は別の税となります。
必ず双方に申告をお願いいたします。

『市税』



固定資産税の申告が必要です。
藤枝市へ申告をお願いいたします。

『国税』



法人税 } の申告が必要となります。
所得税 }
税務署へ申告をお願いいたします。

8 調査に関するお知らせ

申告書の受理後、地方税法第 353 条(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)及び同法第 408 条(固定資産の実地調査)に基づいて、固定資産台帳(減価償却資産明細書)の提出をお願いし、市の償却資産課税台帳との照合を行う調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。

9 過年度への遡及について

申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。
ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(年 4 回)とは異なり、納期は 1 回になりますのでご注意ください。

《 提 出 先 ・ 問 合 せ 先 》

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
藤枝市 財政経営部 課税課 家屋・償却資産係
電話(054)643-3279 FAX(054)643-3125

※この手引きは令和 7 年 9 月現在の法令に基づいて作成しております。